

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年2月27日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

将来的に亡くなった親族の墓参りに行きたい。親族を弔う費用を（担当職員が）何もかも取り上げることはおこがましい。経済的理由で、葬儀、通夜にも行っていないため、せめて少しの相続分くらいは、親のために請求人に返してほしい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 4月 7日	諮問
令和7年 7月 9日	審議（第101回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

#### (2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

#### (3) 収入認定

##### ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）は、収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させることとする（第8・1・(3)）。

##### イ 仕送り、贈与等による収入の認定

次官通知第8・3・(2)・イ・(ア)は、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定することと定める。

なお、同・(3)は、収入として認定しないものをアからツまでに列挙するが、遺産はこれらのいずれにも該当しない。

#### (4) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも

かかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」  
(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・  
援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)は、法6  
3条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用  
返還については、原則、全額を返還対象とすること」とした上で、  
「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自  
立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を  
返還額から控除して差し支えない」とし(以下「自立更生免除」と  
いう。)、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自  
立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域  
住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実  
施機関が認めた額」等を挙げている。

ウ 相続による資力の発生時点

民法882条は、相続は死亡によって開始すると定めており、法  
63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の  
死亡時と解される。

#### (5) 次官通知等の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による  
法の処理基準であり、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に  
に基づく技術的な助言である。

### 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分序は、請求人から収入申告された  
本件相続金について、請求人への相続分とされた父名義の口座解約時  
の支払額8,388円から請求人名義の口座への振込手数料660円  
を差し引いて振り込まれた7,728円であることを確認し、これを  
請求人の資力と認定した。そして、この資力が、父の死亡日から月末  
までに請求人に対して支給した保護費を日割計算して算出された額よ  
り少なかったことから、その全額を返還対象として、本件処分を行つ  
た。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あ

らゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものであり（1・(1)、保護の補足性）、本件相続金によって保護受給中の請求人の利用可能な資産は増加し、請求人は法63条の「資力がありながら保護を受けたもの」に該当するから、支給を受けた保護費の範囲内において処分庁の定める額を返還しなければならない（同・(4)・ア）。

本件相続金は、次官通知第8・3・(2)・イに該当する仕送り、贈与等による収入に該当するものと認められ、これらは社会通念上収入として認定することを適當としないもののほかは、すべて認定することと定められており、遺産はすべて認定することとなる（同・(3)・イ）。

また、法63条に基づく費用返還については、全額を返還対象とすることを原則としながらも、自立更生免除が認められているところ（同・(4)・イ）、担当職員は請求人が自立更生免除を利用しない意向であることを複数回確認しており、返還対象額から自立更生免除すべき額はないものと認められる。

そして、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、支給済保護費及び資力の額を認定し、支給済保護費の範囲内で、認定した資力を当該月の返還対象金額とし、返還金額を算定したことが認められる。

以上から、処分庁が請求人に対して、法63条に基づき、本件相続金に相当する支給済保護費の返還を求めた本件処分は、上記1の法令等の定めに則った適正なものであるといえ、違算も認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、将来墓参りに行きたい、経済的理由で葬儀、通夜にも行っていない、少しの相続分くらいは請求人に返してほしいとして、本件処分の取消しを主張する。

しかし、本件処分は、本件相続金により請求人の資力が増加したと認定して、請求人に対して支給した保護費の返還を求めるものであり、本件相続金を収入認定から除外する定めはなく、また、自立更生免除の適用をしないとする処分庁の判断が相当と認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は本件処分の取消理由とはならない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙 (略)